

橋本市財政健全化計画

計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度

< 平成27年12月（策定） >

橋 本 市

目 次

I はじめに

II 本市の財政状況

1. 収支の状況
2. 収入の状況
3. 歳出の状況
4. 基金残高の状況

III 主要な財政指標等の状況

1. 経常収支比率
2. 実質公債費比率
3. 将来負担比率

IV 現状のままで推移した場合の財政推計

1. 今後の収支試算にかかる前提条件
2. 今後の収支決算見通し

V 財政運営の健全化確保にむけた取り組み

1. 歳入の確保
2. 経費の削減
3. その他の取り組み
4. 財政健全化実施後の収支決算見通しと財政健全化計画の公表

(付録) 主な財政用語の解説

I. はじめに

本市では、硬直化していく財政構造から脱却し、「時間ゆたかに流れくらし潤う創造都市 橋本」の実現に向けたまちづくりを進めていくために、平成 25 年度において「中期財政計画」の見直しを行いました。

本計画では、平成 31 年度までに約 28 億円の財源不足に陥る見通しとなったことから、定員適正化計画の継続による人件費の抑制、収納率の向上、さらには物件費等のランニングコストの縮減や既存事業の見直しなどを遂行していくことで、基金の取り崩しを最小限に抑えて、財政の健全化を図っていくことを目標としていました。

しかしながら、計画 2 年目の平成 26 年度においては、社会保障にかかる扶助費の増加や介護保険事業などへの繰出金が想定以上に増加したこと、健康増進にかかる委託料や電気代等の物件費の増加に加えて、土地開発公社の解散に伴う債務の清算に充てた第三セクター等改革推進債の償還など公債費の増加が大きな負担となり、歳出は、計画値を大幅に上回る結果となりました。一方で歳入は、市税では法人市民税や他の市税の増加、収納率の向上により増収となったものの、地価の下落等で固定資産税は減少傾向にあり、各種交付金や地方交付税は計画値より下回るなど歳出が想定以上に増えた分の財源確保をすることができませんでした。この結果、この不足分の財源として計画値を大幅に超えた基金を取り崩すことになりました。

今後も平成 29 年度までは公債費が増え、地方交付税は算定替えの変更により減少を見込んでいることに加え、学校給食センターなどの老朽化した公共施設の更新等を控えていることから、財源不足はさらに深刻化し、このままでは、平成 29 年度で財政調整基金などの一般財源化できる基金が枯渇して赤字団体となり、平成 32 年度には早期健全化団体に陥る恐れがでてきます。

そのため本市では、既に執行中の平成 27 年度予算から執行を抑えていくとともに、今回「橋本市財政健全化計画」を策定し、平成 28 年度から 5 年間で財政のスリム化を図り、赤字団体あるいは早期健全化団体の指定を回避したいと考えています。

財政の基本は昔から「入るを量りて出するを制す」と言われています。この基本に立ち返り、身の丈に合った財政運営を確立するとともに、地方創生にふさわしいまちづくりを目指していきたいと考えていますので、市民の皆様のご理解ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

Ⅱ. 本市の財政状況

1. 収支の状況

本市では、合併後の新市まちづくり計画に沿って各種事業を展開してきました。

特に平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、保健福祉センターの建設、市内小中学校及び公共施設の耐震化事業、橋本小中一貫校の建設、あやの台小学校の建設など大型公共事業が集中したことに加え、平成 24 年度では土地開発公社の解散にあたり、その債務（13 億 4 千万円）を清算するために第三セクター等改革推進債の借入を行ったこともあり、本市の財政規模は大きく膨らみました。こうした公共事業の実施にあたっては、有利な普通交付税措置のある合併特例債等を活用したことで、当該年度での市負担は低く抑えることができましたが、この間に市税や地方交付税が減少したこともあり、並行して市単独事業で開始した小学生医療費の無償化などの財源が確保できずに、基金を取り崩してようやく黒字を確保することができました。平成 25 年度以降は新市まちづくり事業にかかる建設事業が概ね完了したこともあり、財政規模は大幅に減少しましたが、当該事業で借入れた市債の償還が本格化し、社会保障費にかかる扶助費や委託料などの市負担分が年々増加しており、財源不足はさらに深刻化しています。このため本市では、財政調整基金等の一般財源化できる基金を取り崩した財政運営が続いています。つまり、一般家庭で言えば、毎月の給料だけでは生活できないため、貯金を崩して生活費に充てている状態であると言えます。

単位：百万円

項目／年度	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算
①歳入総額	28,212	28,564	32,553	26,414	27,345
②歳出総額	27,488	27,776	32,062	25,889	26,974
③差引額（①-②）	724	788	491	525	371
④翌年度繰越額	300	397	132	210	165
⑤実質収支（③-④）	424	391	359	315	206
財政調整基金繰入額	0	0	300	100	500
減債基金繰入額	0	100	0	120	120
地域開発基金繰入額	0	400	640	10	100
地域づくり基金繰入額	0	0	170	170	271
上記基金繰入がなかった場合の実質収支	424	▲109	▲751	▲85	▲785

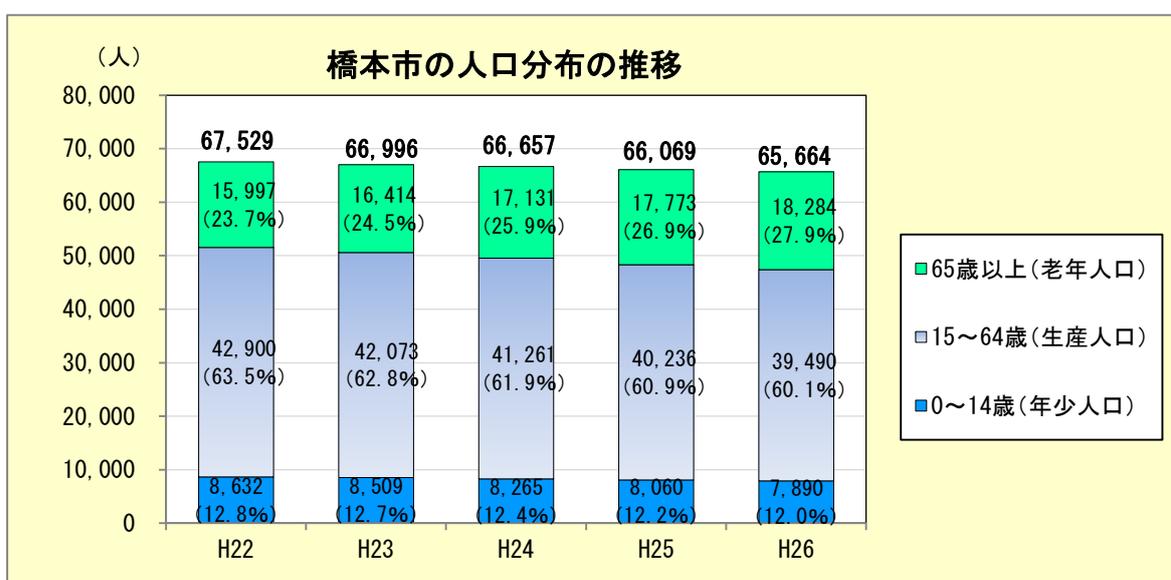
2. 歳入の状況

(1) 市税の減少

市税全体をみた場合、平成 22 年度から平成 26 年度までの 4 年間で約 1 億円の減収となりました。企業誘致効果による法人市民税の増収や、軽自動車税及びたばこ税の増収はあるものの全体での占める割合は低く、地価の下落等で減少傾向にある固定資産税の減収額が大きいいため、結果的に市税全体では減収傾向となっています。また、個人市民税は、景気変動に左右される部分もあり、税収の増減と人口減少とは必ずしも比例しないところはありますが、下記の人口分布のとおり年々、人口減少に加えて高齢化と生産人口の減少が進んでおり、今後も税収は減収傾向にあるとみています。

単位：百万円

項目／年度	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算
個人市民税	2,898	2,844	2,918	2,909	2,884
法人市民税	283	338	281	276	284
固定資産税	3,031	3,008	2,840	2,855	2,887
軽自動車税	138	139	141	144	148
たばこ税	343	385	379	426	411
その他の市税	429	424	399	401	402
市 税 合 計	7,122	7,138	6,958	7,011	7,016



(2) 各種交付金等の状況

下記の交付金等は、国税や県税をそれぞれの配分に応じて各市町村に交付されるものですが、平成 22 年度から平成 26 年度までの 4 年間では微増となっています。これは大半の交付金等が減少傾向にあるなかで、昨今の株式市場の活性化に伴い、配当割交付金と株式等所得割交付金が増加したこと、そして地方消費税率の引き上げに伴って地方消費税交付金が増加したことが主な要因です。地方消費税交付金については、平成 29 年度から消費税率が 10%になることにより増加する見込みですが、自動車取得税交付金はこの税率引き上げに伴って廃止される予定です。

単位：百万円

項目／年度	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算
地方譲与税	254	252	237	228	220
利子割交付金	49	42	37	36	29
配当割交付金	22	25	28	53	97
株式等譲渡所得割交付金	6	5	5	69	42
地方消費税交付金	494	490	488	484	602
ゴルフ場利用税交付金	29	28	29	29	29
自動車取得税交付金	67	59	73	62	28
地方特例交付金等	132	113	39	35	33
交通安全対策特別交付金	9	9	9	8	7
各種交付金等合計	1,062	1,023	945	1,004	1,087

(3) 地方交付税及び臨時財政対策債の状況

地方交付税のうち普通交付税については、平成 22 年度から平成 23 年度で落ち込んでいます。これは、普通交付税の積算にあたり基準財政需要額の算定基礎となる国勢調査の人口が大きく減った(前回より 2,168 人減)ことが影響しています。その後、平成 23 年度から平成 26 年度までは地域経済対策や合併特例債等の償還にかかる公債費分が増えたこともあって、基準財政需要額が増えたため、普通交付税が増えています。一方、臨時財政対策債も平成 23 年度に大きく減少してからは微増・横ばい傾向にあります。また、特別交付税は年々減少していることに加えて、

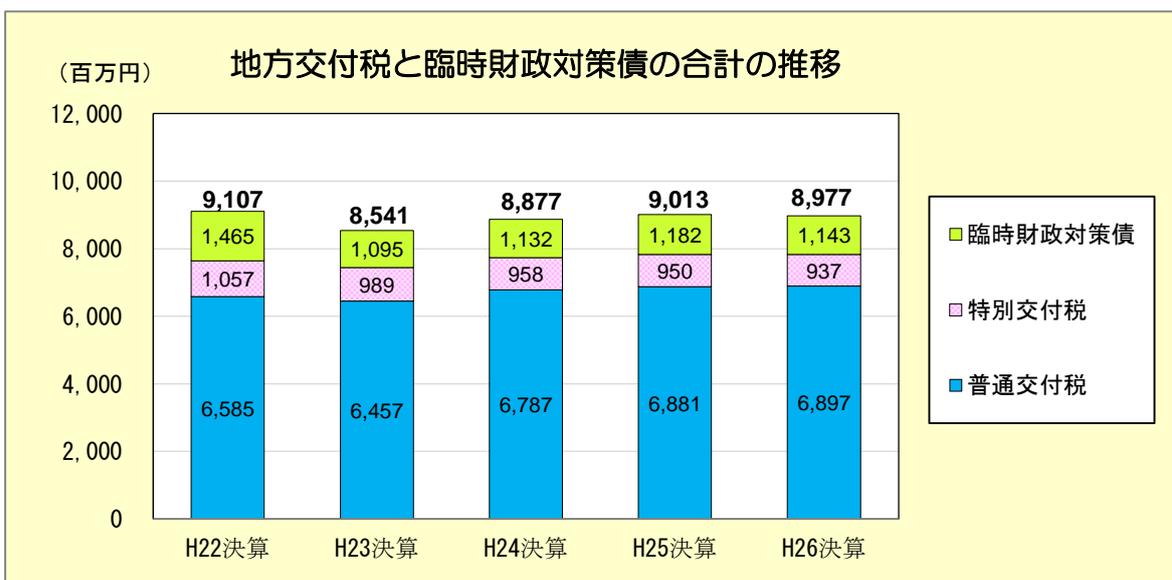
今後は一部が普通交付税にシフトしていくため、さらに減少していくとみています。

このように普通交付税だけをみれば、増加傾向にあります。臨時財政対策債を含めた地方交付税全体をみると、平成22年度と平成26年度との比較では逆に1億3千万円の減少となっています。本市のように財政力指数の低い市においては、地方交付税の増減が財政運営を大きく左右しているところがあります。

今後は、少子化対策分や公債費分の増加は見込めるものの、平成28年度から合併算定替による増額分が段階的に減少していくことになるため、この減少が財政状況をさらに圧迫していくことになるとみています。

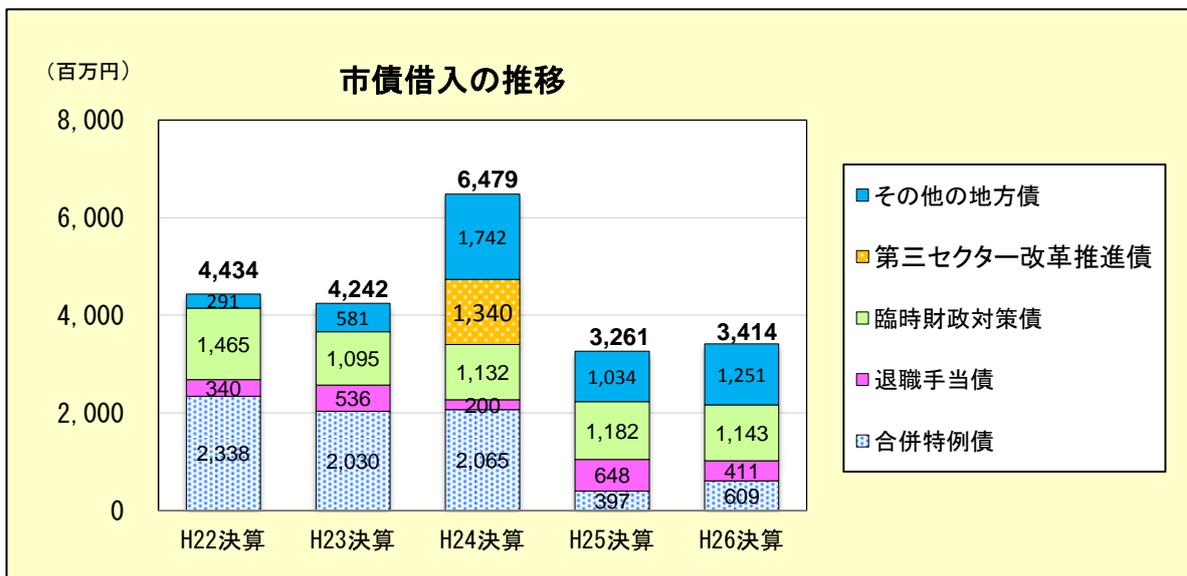
単位：百万円

項目／年度	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算
基準財政需要額 A	13,886	13,477	13,759	13,897	13,967
うち臨時財政対策債振替額 B	1,465	1,095	1,132	1,182	1,143
基準財政収入額 C	5,836	5,925	5,840	5,834	5,927
普通交付税額 (A-B-C) D	6,585	6,457	6,787	6,881	6,897
うち合併算定替による増額分	(708)	(725)	(697)	(695)	(613)
特別交付税 E	1,057	989	958	950	937
地方交付税及び臨時財政対策債の合計 (B+D+E)	9,107	8,541	8,877	9,013	8,977
財政力指数 (3ヶ年平均)	0.51	0.50	0.49	0.49	0.49



(4) 市債の発行状況

市債は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、新市まちづくり計画に基づき、保健福祉センター、橋本小中一貫校及びあやの台小学校の建設、こども園の建設事業や公立学校の耐震化工事など大型公共事業の実施にあたり、合併特例債等の借入が大幅に増えました。さらに、平成 24 年度においては、土地開発公社の解散にあたりその債務を清算するために第三セクター等改革推進債（13 億 4 千万円）の借入を行いました。また、団塊の世代の退職により退職金が急激に増えたことに対して退職手当債を借り入れたこともあり、市債の借入額が膨らんでいました。平成 25 年度以降は、新市まちづくり計画に基づく大型公共事業が概ね完了したこともあり、借入額も減少してきています。

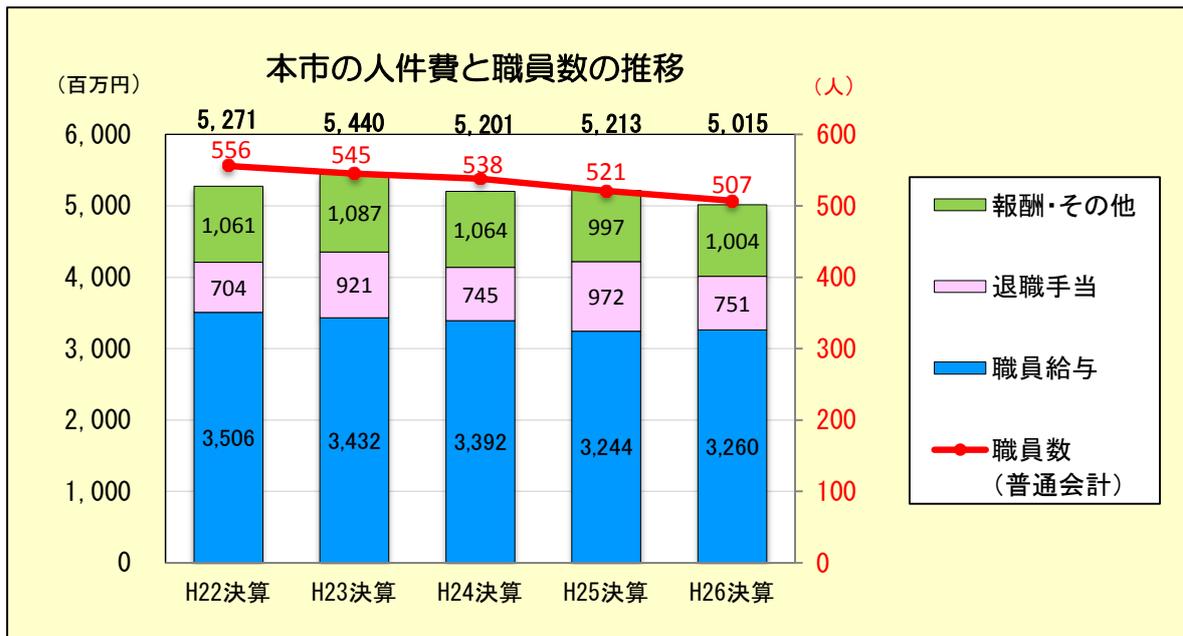


3. 歳出の状況

(1) 人件費の状況

本市の人件費は、職員の定員適正化計画に基づき、計画的に退職者補充を抑制してきたこともあり、退職者の増減により退職手当も増減するため人件費全体での増減はありますが、職員の減少とともに職員給与費は、着実に減少してきました。また、平成 25 年度においては、国家公務員の給与減額措置に準じて、臨時的に市職員の給与減額措置を行ったこともあり、特に大幅な職員給与費の削減となりました。

しかしながら、平成 26 年度においては、退職手当の減少で人件費全体では減少となっているものの、職員給与の減額措置が終了したことで、職員数は減っているにもかかわらず、職員給与費は増加しています。

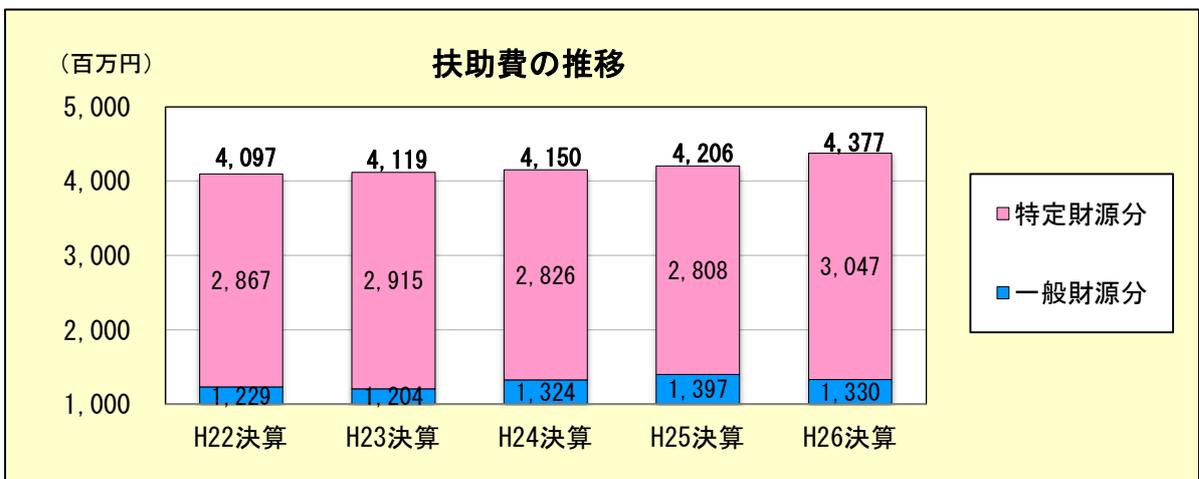


(2) 社会保障にかかる経費の増加

① 扶助費の増加

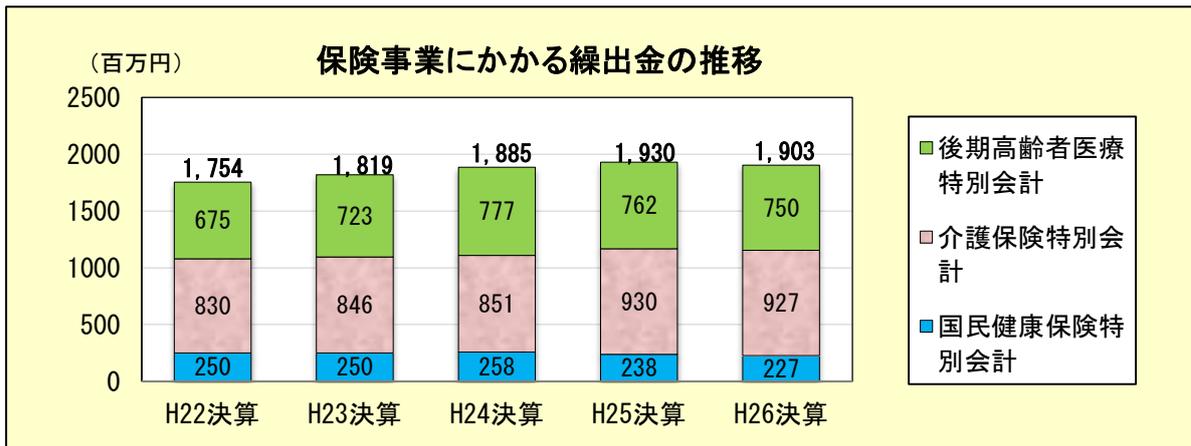
扶助費は、生活扶助や障害者自立支援にかかる給付費、あるいは児童手当や児童扶助手当など国庫補助や県補助など特定財源が見込める経費がほとんどですが、制度の拡充などに伴って、扶助費総額とともに市負担分も増加しています。

また市単独事業においても、子育て世代を支援する目的で平成22年度から開始した小学生医療費扶助は、既に市民の間に定着しており、さらに平成27年度からは中学生医療費の無償化を開始したこともあり、消費税率引き上げによる社会保障経費とともに扶助費の市負担分は今後もさらに増えていくと見込んでいます。



② 保険事業にかかる繰出金の増加

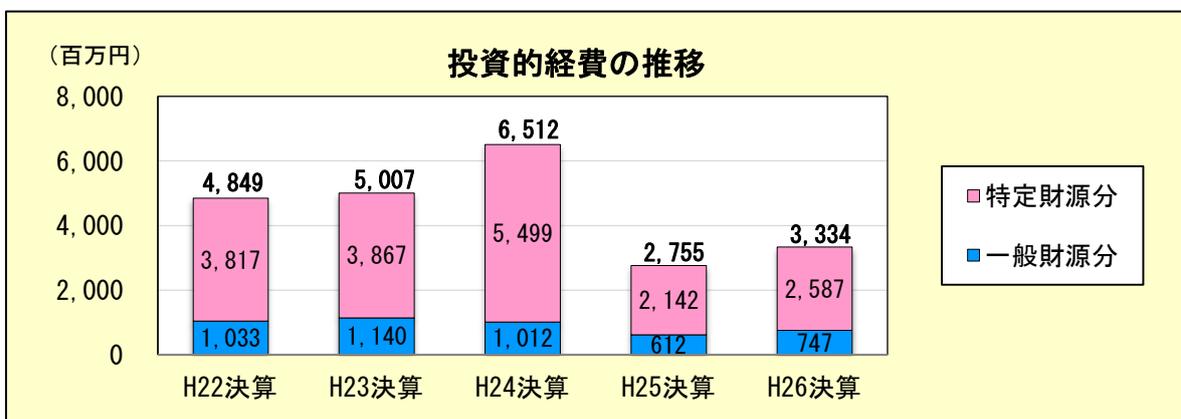
保険事業にかかる特別会計への繰出金は、高齢化が進んでいることもあり、後期高齢者医療と介護保険にかかる給付費が年々増加しており、それに伴う市の負担も増加しているため、それぞれの会計に対する繰出金が増加しています。今後さらに高齢化が進み、医療費やサービス給付費も増加していくことが十分に予想できるため、それに伴って、市負担分となる繰出金も増加していくと見込んでいます。



(3) 投資的経費（普通建設事業・災害復旧事業）の状況

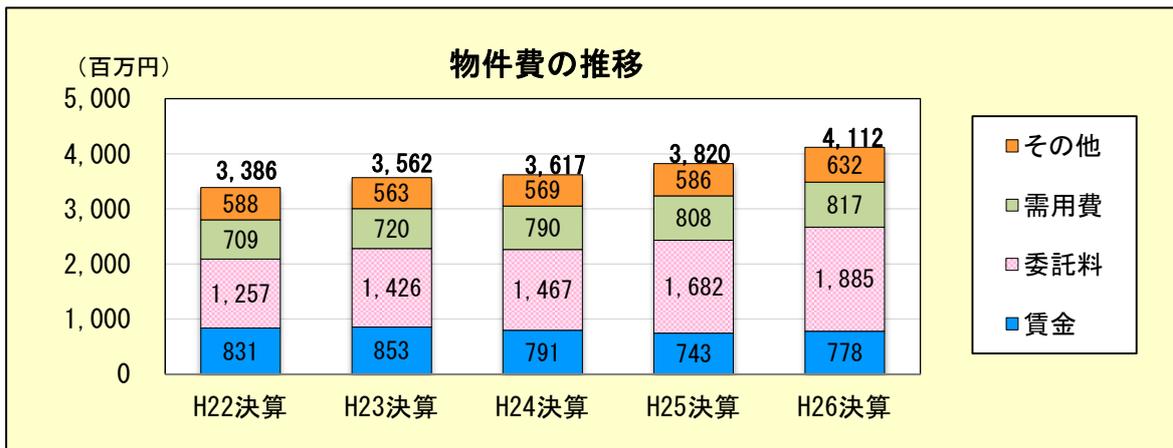
本市の投資的経費については、平成 22 年度から平成 24 年度までの間で、新市まちづくり計画に基づき、保健福祉センターの開設、小中一貫校及びあやの台小学校の建設や市内公共施設の耐震化工事など大型公共事業が集中したことや区画整理事業を本格的に進めたこともあり、通常よりも大幅に増加しました。これらの事業費には、補助金や合併特例債等の市債を活用したこともあり、単年度での市負担（一般財源）はそれほど大きな負担にはなっていません。また、平成 25 年度以降は新市まちづくり事業が一段落したこともあり、事業費は大幅に減少しています。

しかしながら、こうした事業で借入れた市債の元金償還が平成 26 年度から本格化していることもあり、今後の市の財政を圧迫する要因の一つとなっています。



(4) 物件費の増加

本市の物件費は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で、約 7 億 2 千 6 百万円増加しています。このうち委託料が 6 億 2 千 8 百万円の増加と物件費の増加の大半を占めています。この委託料が増加した要因は、公設民営のこども園等の開園に伴う指定管理料の発生、がん検診や予防接種にかかる委託料の増加、さらに新たに公金収納業務や自治体クラウド構築にかかる委託料が発生したこと、そして消費税率が引き上げられたことも影響しています。また賃金は、こども園化の推進により臨時・嘱託職員が減ったことで減少していますが、需用費は、電気代の高騰などで光熱水費が大幅に増えたことにより増加しています。そのほか、使用料や手数料なども消費税率の引き上げや、新たな業務あるいは施設維持にかかる分が増えたことにより増加しています。平成 27 年度ではこども園 2 園が開園し、小・中学校においてはパソコンを一斉更新するなど増加要因を抱えており、平成 29 年度から消費税率がさらに引き上げられることも含めて、今後はさらに物件費が増えてくると見込んでいます。



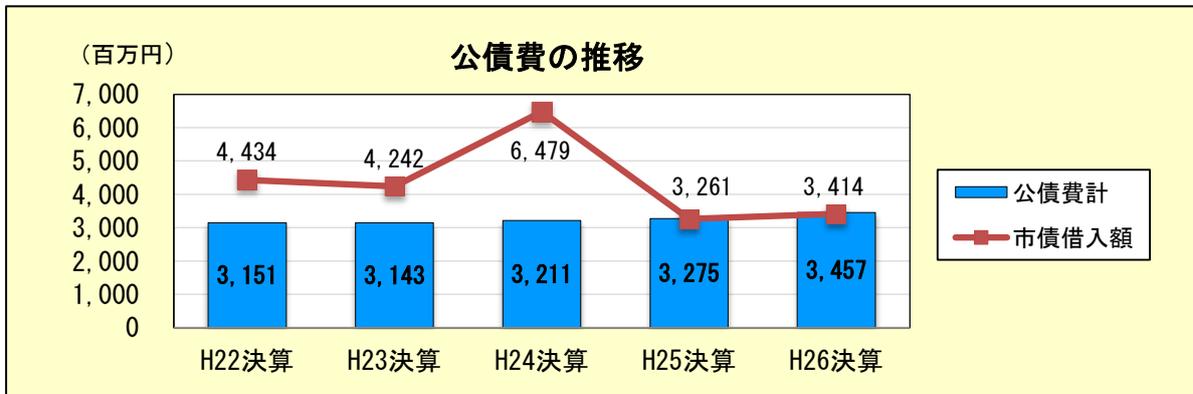
【委託料（一般財源分）の主な増加要因】

単位：千円

項目／年度	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算
予防接種委託料	52,076	106,245	92,911	97,444	110,510
がん検診委託料	77,075	80,785	78,358	115,958	154,668
こども園等指定管理委託料	95,291	89,708	227,448	246,634	259,903
三石保育園等指定管理委託料	0	0	0	116,471	127,035
自治体クラウド関連委託料	0	0	0	0	41,697
公金収納業務委託料	0	0	0	0	21,525
合計	224,442	276,738	398,717	576,507	715,338

(5) 公債費の増加

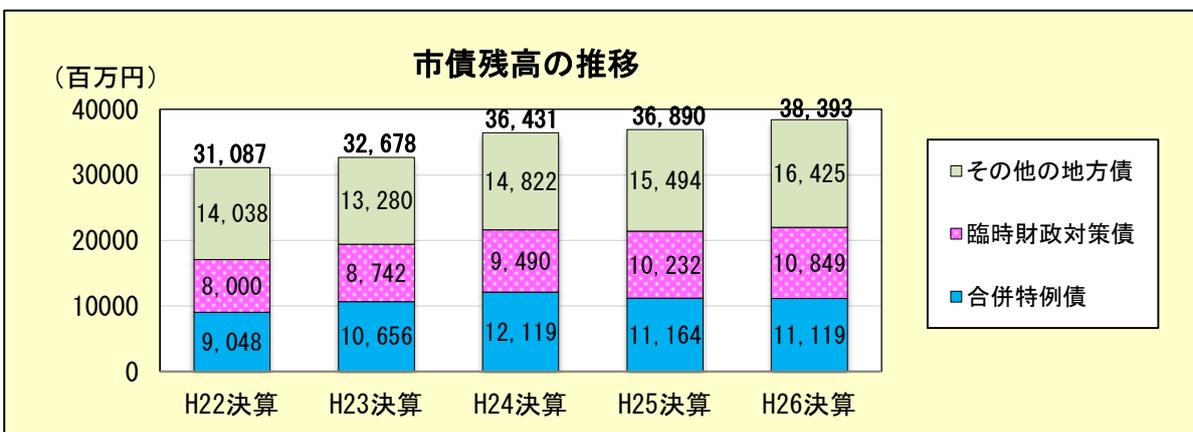
公債費のほとんどは、借り入れた市債の元利償還金です。先述にもありましたが、新市まちづくり計画に沿って実施した大型公共事業に対して、多額の市債を借入れましたが、その元金償還は概ね3年据置となっていることもあり、平成26年度からその償還が本格化してきています。また、平成24年度に土地開発公社の解散にあたり借入れた第三セクター等改革推進債（借入額：13億4千万円）の償還及び退職手当債の償還などが重なり、平成22年度と平成26年度とを比較すると単年度で約3億円増加しています。公債費は平成29年度までは毎年増加すると見込んでおり、第三セクター等改革推進債と退職手当債は交付税措置がないことを考えると、ますます厳しい財政運営を強いられることになると見込んでいます。



【主な公債費の償還額】

単位：千円

項目／年度	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算
退職手当債	42,236	78,213	82,553	114,604	145,332
第三セクター等改革推進債	0	0	68,954	138,338	137,869
合併特例債	409,568	522,210	713,988	854,503	1,006,906
臨時財政対策債	392,173	455,367	490,550	547,575	628,345
合計	843,977	1,055,790	1,356,045	1,655,020	1,918,452

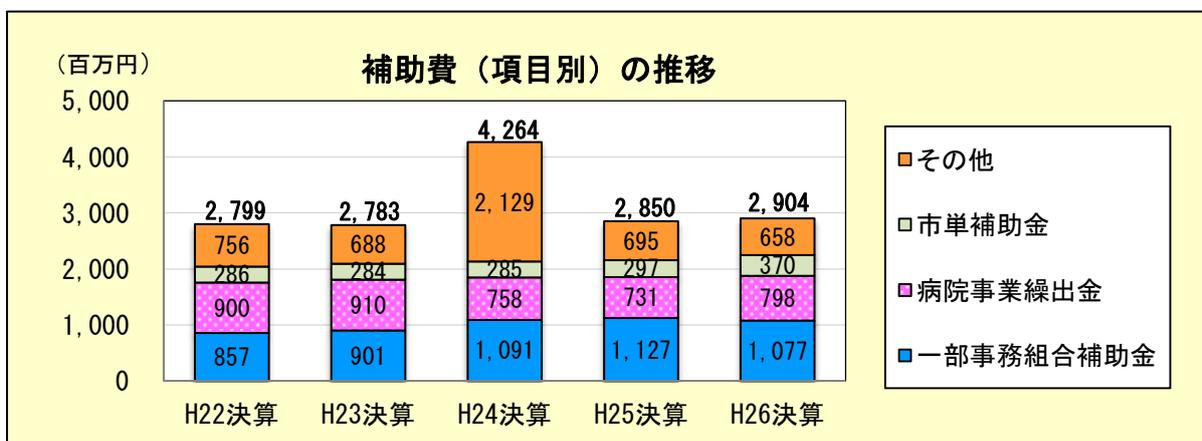
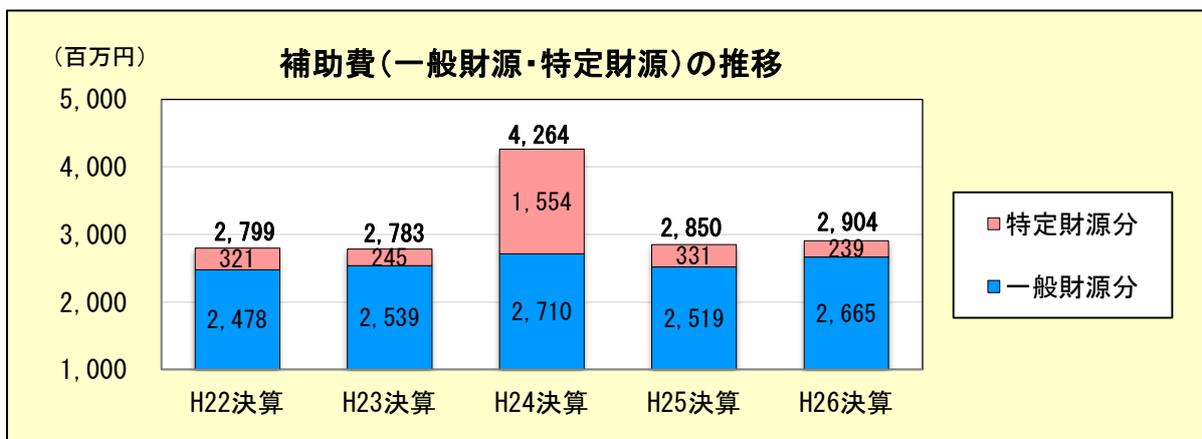


(6) 補助費の増加

補助費は、下記のグラフのとおりその大半が一般財源から支出されています。

年度別にみますと、平成24年度が突出していますが、これは土地開発公社を解散するにあたりその負債額（13億4千万円）を清算するために、第三セクター等改革推進債を借入れて、これを負担金として交付したためです。また、平成26年度では市単独補助金が大幅に増えていますが、これは国体開催準備にあたりリハーサル大会の運営費等に交付したためであり、平成27年度ではさらに負担増を見込んでいます。ただし、国体が終了した平成28年度以降は、平成25年度並みに減少すると見込んでいます。

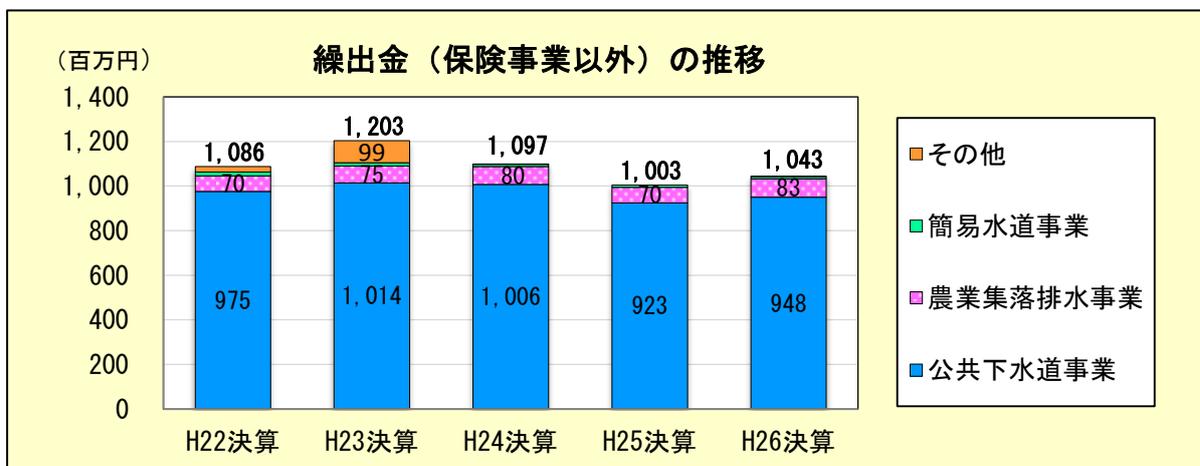
項目別にみますと、一部事務組合負担金が平成22年度と平成26年度とを比較すると単年度で約2億2千万円増加しています。これは広域ごみ処理施設の建設のために借入れた地方債の償還が本格化したためです。また、病院事業会計への繰出金は、新病院建設時に借入れた大型医療機器にかかる市債の償還が大きな負担となっていました。その償還が完了したことで平成24年度から大幅に減少しました。しかしながら、今後は電子カルテや大型医療機器の更新が控えており、繰出金は増加していくと見込んでいます。



(7) 繰出金（保険事業以外）の状況

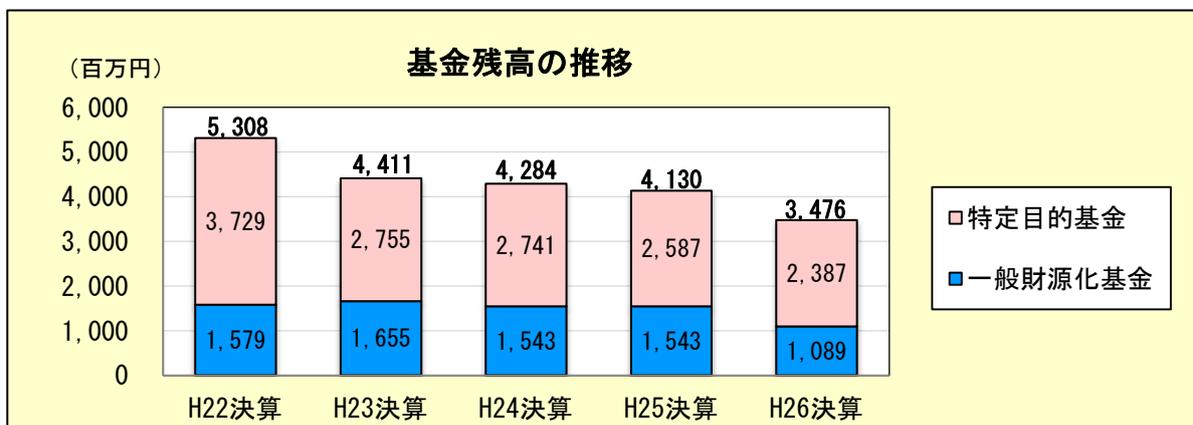
保険事業以外の繰出金は、その9割以上が公共下水道事業への繰出金となっています。公共下水道事業については、県下の他市より積極的に整備を進めてきたこともあり、毎年10億円近い繰出金を要したことで一般会計には大きな負担となっていますが、全体的に事業規模を縮小してきており、市債の借入にかかる元利償還金が年々減ってきていることもあり、繰出金は減少傾向にあります。

また、平成23年度で国民宿舎特別会計の清算を行ったことにより、平成24年度以降はこの分が無くなりました。さらに簡易水道事業については平成29年度で上水道に統合されるため、以降の繰出金は無くなると見込んでいます。



4. 基金残高の状況

本市の基金残高は、平成22年度から平成26年度までの5年間で約18億3千2百万円の減少となっています。先述のとおり平成23年度以降は財政調整基金等の一般財源化できる基金のほか、各事業目的として地域開発整備基金や地域づくり基金を取り崩して実質収支の黒字を保持している状態であり、一般財源化基金の残高は県下9市でも最低となっています。



本市の基金残高の推移

単位：百万円

	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算
財政調整基金	1,258	1,434	1,321	1,422	1,083
減債基金	321	221	222	121	6
①一般財源化基金計	1,579	1,655	1,543	1,543	1,089
地域開発整備基金	689	338	111	107	21
地域づくり基金	1,669	1,672	1,503	1,334	1,064
その他の基金	1,371	746	1,128	1,147	1,302
②特定目的基金計	3,729	2,756	2,742	2,588	2,387
③基金残高計	5,308	4,411	4,285	4,131	3,476

県下9市の基金残高の状況（平成26年度決算時点）

単位：百万円

	財政調整基金	減債基金	小計	その他基金	基金残高計
1位 田辺市	4,505	7,513	12,018	8,023	20,041
2位 和歌山市	9,903	1,588	11,491	2,101	13,592
3位 紀の川市	4,578	2,402	6,980	4,011	10,991
4位 御坊市	2,935	76	3,011	1,179	4,190
5位 有田市	1,874	1,091	2,965	348	3,313
6位 岩出市	1,539	1,333	2,872	2,107	4,979
7位 新宮市	1,510	1,233	2,743	5,000	7,743
8位 海南市	2,196	379	2,573	1,444	4,019
9位 橋本市	1,083	6	1,089	2,387	3,476

※順位は財政調整基金と減債基金の合計残高の多い順としています。

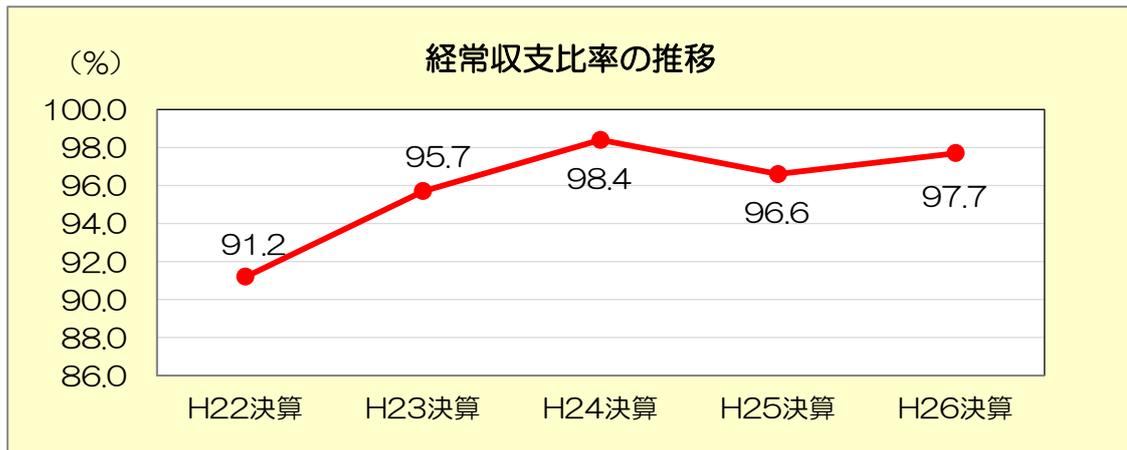
Ⅲ. 主要な財政指標等の状況

1. 経常収支比率

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される経常一般財源が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度経常的に支出される経常的経費にどの程度充当されているかの割合を示すものです。この数値が高まると財政構造が弾力性を失いつつあると考

えられます。一般家庭で例えると、給料に対する生活費の割合を示したもので、経常収支比率が100%を超えるということは、給料だけで生活できない状態にあると言えます。

本市においては、市税収入等が減少傾向にある中で、社会保障に伴う扶助費や市債の元利償還などの公債費が増えているため、平成23年度から悪化に転じ、このまま基金の取り崩しが進めば、近い将来に100%を超えるとみています。



(参考) 平成25年度決算における経常収支比率の県内及び全国団体ランキング

県内 (9団体)			全国 (790団体)		
1位	岩出市	84.2%	1位	安城市	73.7%
2位	有田市	87.5%		・	
3位	田辺市	88.8%	93位	岩出市	84.2%
4位	海南市	92.1%	352位	田辺市	88.8%
5位	紀の川市	94.0%	556位	海南市	92.1%
6位	和歌山市	94.7%	662位	紀の川市	94.0%
7位	御坊市	95.6%	740位	橋本市	96.6%
8位	新宮市	96.6%		・	
8位	橋本市	96.6%	790位	夕張市	120.9%

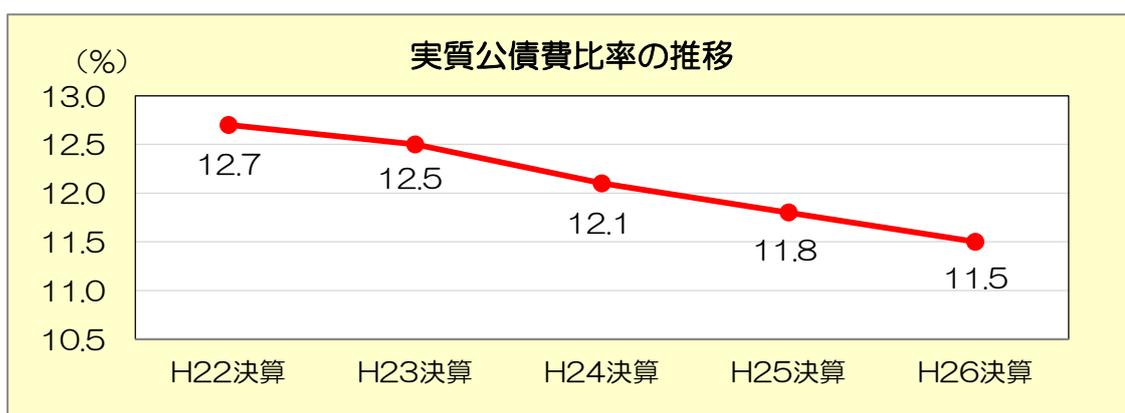
※日本経済新聞社発刊の全国都市財政年報 (2013年度決算) より

2. 実質公債費比率

実質公債費比率は、平成19年度より健全化判断比率の1つとして公表されるようになりました。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額 (普通交付税が措置されたもの

は除く)に充当されたものの占める割合のことを言います。通常は、前3カ年度の平均値を使用します。

この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際して総務大臣等の許可が必要となり、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限されます。また、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されます。本市においては年々良化傾向にあります。市債の償還が平成29年度まで増加していくため、比率も悪化する可能性があります。18%を超えることはないと思込んでいます。



(参考) 平成25年度決算における実質公債費比率の県内及び全国団体ランキング

県内 (9団体)			全国 (790団体)		
1位	岩出市	4.0%	1位	町田市	△1.7%
2位	御坊市	11.0%		・	
3位	和歌山市	11.3%	173位	岩出市	4.0%
4位	田辺市	11.4%	517位	田辺市	11.4%
5位	橋本市	11.8%	544位	橋本市	11.8%
6位	紀の川市	12.4%	576位	海南市	12.4%
6位	海南市	12.4%	576位	紀の川	12.4%
8位	有田市	12.8%		・	
9位	新宮市	13.6%	790位	夕張市	47.2%

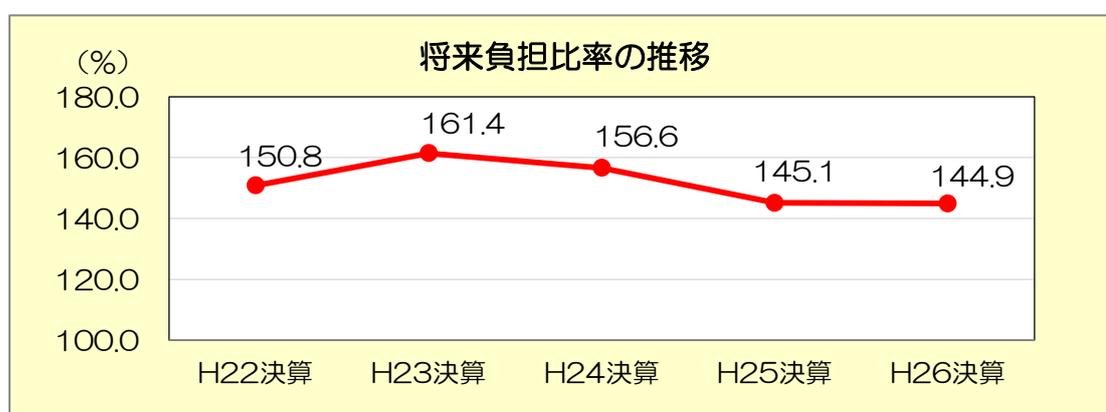
※日本経済新聞社発刊の全国都市財政年報(2013年度決算)より

3. 将来負担比率

将来負担比率は、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、一般会計等の借入金(地方債)や公営企業、一部事務組合、第三セクター等に対して将来支払っていく可能性の

ある負担等の現時点での残高を指標化したものであり、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言えます。また、この比率が 350%以上の団体は早期健全化団体となります。

本市においては、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて公共施設の建設が重なり、土地開発公社の解散にあたり第三セクター等改革推進債を借り入れたこともあり、市債の残高が増えていますが、一方で公共下水道事業や病院事業における起債の償還が進み、起債残高が減ってきていることと、団塊の世代の退職が落ち着き、退職手当の将来負担見込額が減少してきたことが大きく、将来負担比率は、平成 24 年度以降は減少傾向にあり、今後も減少していくと見込んでいます。



(参考) 平成 25 年度決算における将来負担比率の県内及び全国団体ランキング

県内 (9 団体)			全国 (790 団体)		
1 位	岩出市	0%	1 位	岩出市他 140 団体	0%
2 位	有田市	29.8%		・	
3 位	田辺市	39.7%	333 位	田辺市	39.7%
4 位	紀の川市	49.9%	394 位	紀の川市	49.9%
5 位	御坊市	90.9%	661 位	海南市	109.8%
6 位	海南市	109.8%	734 位	橋本市	145.1%
7 位	新宮市	112.9%		・	
8 位	和歌山市	128.3%	789 位	泉佐野市	302.1%
9 位	橋本市	145.1%	790 位	夕張市	748.7%

※日本経済新聞社発行の全国都市財政年報 (2013 年度決算) より

IV. 現状のままで推移した場合の財政推計

1. 今後の収支試算にかかる前提条件

今後の収支試算にあたっては、平成27年度から平成32年度までの決算見通しの試算としています。

(1) 共通事項

① 対象とする会計は普通会計とします。

※「普通会計」とは、全国の市町村の財政状況を統一的に比較するために用いられる統計上の区分で、本市では一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、墓園事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の4つの会計のほか、簡易水道事業特別会計のうち飲料水供給事業分を合わせたものとなります。

② 現存の体制及び事業を継続した場合の設定とします。

(2) 歳入

科 目	前 提 条 件 等
市 税	<ul style="list-style-type: none">・ 現行制度を基本として推計。・ 個人市民税は、今後の人口減少等の影響を見込んで推計。・ 法人市民税は、平成27年の税制改正による減収と企業誘致効果を加味して推計。・ 固定資産税は3年毎の評価替えを見込んで推計。・ 軽自動車税は平成27年の税制改正による増収を加味して推計。・ 収納率は平成26年度と同率で推移すると見込む。
地方譲与税等 各種交付金	<ul style="list-style-type: none">・ 地方消費税交付金は、平成29年度からの消費税率の引き上げに伴う増加を見込んで推計。・ 自動車取得税交付金は、消費税率10%となる平成29年度からの廃止を見込んで推計。・ その他の交付金については、平成26年度実績で推移すると見込んで推計。
地方交付税	<ul style="list-style-type: none">・ 普通交付税については、合併特例債等の元金償還に伴って、公債費分が増加すると見込む。また、その他の基準財政需要額の算定については、平成27年度の国勢調査人口の減を見込んで推計。

科 目	前 提 条 件 等
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度より、合併算定替から一本算定に段階的に切り替わることによる普通交付税の縮減を見込む。 特別交付税は、平成 26 年度実績で推移すると見込んで推計。 平成 28 年度より特別交付税の見直しによる普通交付税へ移行分については、交付税総額は変わらないことから考慮しない。
国・県 支出金	<ul style="list-style-type: none"> 扶助費に係る支出金については、支出見込額に沿った財源割合から試算した額を見込んで推計。 投資的経費に係る支出金については、現時点で見込まれる実施計画の事業費の財源割合から試算した額を見込んで推計。 その他の支出金については、平成 27 年度決算見込額で推移すると見込んで推計。
市 債	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画に基づく普通建設事業の財源として借入れる市債を見込んで推計。 退職手当債は平成 28 年度から借入れを行わない予定。 臨時財政対策債は、合併算定替から一本算定に段階的に切り替わることにより縮減すると見込んで推計。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 分担金及び負担金について、普通建設事業に係る分については、現時点で見込まれる実施計画の事業費の財源割合から試算した額を見込んで推計。 その他の手数料、使用料、寄附金、財産収入及び諸収入については、平成 27 年度当初予算額ベースを見込んで推計。

(3) 歳出

科 目	前 提 条 件 等
人件費	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 次定員適正化計画における職員数の減少を見込んで推計。 報酬は平成 27 年度決算見込で推移すると見込んで推計。 退職手当金は定年退職予定者数を見込んで推計。
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度は現行制度が存続するものとして平成 27 年度の決算見込をベースに推計。平成 29 年度以降は平成 28 年度推計に消費税増加分を見込んで推計。
公債費	<ul style="list-style-type: none"> 既に借入れた市債の償還分については、償還計画に基づく償還額で計上する。また、本年度以降の市債の借入分については、一定条件（年利 0.8%・15 年償還・据置 3 年）に基づき試算した償還額を見込んで推計。

科 目	前 提 条 件 等
投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で見込まれる実施計画の事業費を見込んで推計。 平成30年度以降は平成28年度の事業費見込額にかかる一般財源をベースに推移すると見込んで事業費総額を推計。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 積立金、投資、出資金及び貸付金については、平成27年度当初予算ベースで推移すると見込んで推計。
物件費	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度からの消費税率の引き上げを勘案して推計。 委託料については、現時点で見込まれる増減分を勘案して推計。
補助費	<ul style="list-style-type: none"> 市民病院への繰出金は、起債償還計画を考慮して推計。 一部事務組合負担金及びその他補助費は、平成27年度当初予算ベースに、現時点で見込まれる増減分を勘案して推計。
繰出金	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険・後期高齢者医療特別会計など社会保障にかかる繰出金は、消費税率の引き上げに伴う増加分を見込むが、一方では公共下水道事業の整備縮小に伴う減少分により増加分が相殺されると勘案し、平成27年度当初予算ベースで推移すると見込んで推計。 その他の繰出金も同様に平成27年度当初予算ベースで推移すると見込んで推計。

2. 今後の収支決算見通し

【歳 入】

単位：百万円

項目／年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地方税	6,926	6,944	6,962	6,865	6,886	6,909
各種交付金等	1,339	1,339	1,411	1,561	1,561	1,561
地方交付税	8,291	8,245	8,256	8,060	8,098	8,079
国・県支出金	4,721	4,427	4,133	4,133	4,133	4,133
市 債	3,028	2,126	3,914	2,022	2,022	2,022
繰入金	1,132	886	652	239	239	101
うち財政調整基金	(600)	(400)	(413)	(0)	(0)	(0)
うち地域づくり基金	(171)	(371)	(165)	(165)	(165)	(27)
その他	1,939	1,767	1,706	1,591	1,591	1,591
歳 入 計	27,376	25,734	27,034	24,471	24,530	24,396

【歳出】

単位：百万円

項目／年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	4,700	4,628	4,652	4,700	4,387	4,544
扶助費	4,482	4,377	4,458	4,458	4,458	4,458
公債費	3,631	3,796	3,932	3,831	3,841	3,741
投資的経費	2,848	1,917	3,430	1,430	1,430	1,430
その他	11,464	10,799	10,890	10,877	10,913	10,875
うち物件費	(4,539)	(4,352)	(4,415)	(4,415)	(4,415)	(4,415)
うち補助費	(3,227)	(2,749)	(2,801)	(2,787)	(2,824)	(2,785)
うち繰出金	(3,338)	(3,338)	(3,338)	(3,338)	(3,338)	(3,338)
歳出計	27,125	25,517	27,362	25,296	25,029	25,048

【歳入－歳出】

単位：百万円

項目／年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①歳入総額	27,376	25,734	27,034	24,471	24,530	24,396
②歳出総額	27,125	25,517	27,362	25,296	25,029	25,048
③差引額(①-②)	251	217	▲328	▲825	▲499	▲652
④次年度繰越金	0	0	0	0	0	0
⑤実質収支(③-④)	251	217	▲328	▲825	▲499	▲652
単年度赤字	－	－	▲328	▲825	▲499	▲652
累積赤字	－	－	▲328	▲1,153	▲1,652	▲2,304

【主な基金残高（一般財源化基金）】

単位：百万円

項目／年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 財政調整基金	593	313	0	0	0	0
② 地域づくり基金	893	522	357	192	27	0
計	1,486	835	357	192	27	0

※このままでいくと、平成29年度で赤字団体へ

平成32年度で早期健全化団体へ

健全化判断比率とは 自治体の財政破たんを防止することを目的に、平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定されている指標であり、自治体の財政の健全度を判断するものです。健全化判断比率の4つ指標のいずれかが、一定基準（早期健全化基準）を超えると「財政健全化団体」となり、将来負担比率を除く3指標がさらに悪化し、1つでも一定基準（財政再生基準）を超えると「破たん」とみなされ「財政再生団体」となります。

早期健全化団体とは 健全化判断比率の4つ指標のいずれかがイエローカード（黄信号）にあたる「早期健全化基準」を超えた団体で、会社に例えると、倒産にはならないが経営状態があまりよくない会社にあたります。当該団体となれば、法定の「財政健全化計画」を定めなければなりません。財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、総務大臣・都道府県知事への報告を行うとともに、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表するものとされています。また、計画の策定にあたっては、個別外部監査契約に基づく監査が義務付けられています。つまり、国の監視のもとで財政健全化に計画的に取り組まなければならなくなり、事実上、お金の使い方が制限されます。

財政再生団体とは 健全化判断比率の4つ指標のうち将来負担比率を除く3指標のいずれかがレッドカード（赤信号）にあたる「財政再生基準」を超えた団体で、会社に例えると、倒産にあたります。当該団体となれば、事実上国の管理下に入り、お金の使い方が制限されるとともに、原則として借金が制限されるので、道路の整備や学校施設等の整備がなかなか進まなくなる可能性があるなど、行政サービスが著しく低下することが見込まれます。

＜健全化判断比率＞（平成26年度決算）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	標準財政規模（千円）
早期健全化基準	12.73	17.73	25.0	350.0	
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	—	
橋本市	—	—	11.5	144.9	15,621,470

本市が「早期健全化団体」及び「財政再生団体」となる累積赤字額

	早期健全化団体	財政再生団体
累積赤字額	1,988,613 千円	3,124,294 千円

V. 財政運営の健全化確保にむけた取り組み

本市が、「赤字団体」あるいは「早期健全化団体」への転落を回避するためには、早期に財政健全化を行う必要があると考えています。今後は、歳入の大幅な増加が見込めないなかで、公債費がさらに増加していくことと平成28年度から退職手当債の借入が困難になるなどの懸念材料も加わるため、財政健全化に取り組むためには、大幅な経費の削減が求められます。

本市では、歳入・歳出の両面にわたり次の事項の健全化に取り組むことで一般財源の確保に努め、基金に頼らない財政運営を目指します。

1. 歳入の確保

(1) 市税収納率の向上

本市の市税の収納率は、県内の他市と比較して若干低くなっていますが、年々上昇傾向にあることから、年間0.2%の収納率アップを目標とします。

本市における市税の収納率の推移（H22～H26）

	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算
個人市民税	95.3%	95.1%	95.3%	95.7%	96.2%
法人市民税	98.3%	98.8%	98.7%	98.9%	98.9%
固定資産税	88.9%	89.5%	89.4%	89.9%	90.7%
その他	93.3%	93.9%	93.9%	94.2%	94.5%
市税全体	92.4%	92.6%	92.8%	93.2%	93.7%

(参考) 平成25年度決算における収納率の県内9市のランキング

	市税全体		個人市民税		法人市民税		固定資産税	
1位	海南市	96.7%	海南市	96.3%	海南市	99.6%	海南市	96.2%
2位	有田市	96.2%	有田市	96.1%	有田市	99.5%	有田市	95.0%
3位	和歌山市	95.3%	橋本市	95.7%	岩出市	99.5%	和歌山市	94.5%
4位	岩出市	94.2%	和歌山市	95.4%	御坊市	98.9%	岩出市	92.4%
5位	御坊市	94.0%	御坊市	95.3%	橋本市	98.9%	御坊市	92.2%
6位	紀の川市	93.7%	岩出市	95.3%	紀の川市	98.8%	紀の川市	91.7%
7位	橋本市	93.2%	紀の川市	95.0%	田辺市	97.8%	橋本市	88.9%
8位	田辺市	91.4%	田辺市	92.5%	和歌山市	97.3%	田辺市	88.6%
9位	新宮市	87.8%	新宮市	90.1%	新宮市	97.1%	新宮市	82.4%

※滞納繰越分を含めた収納率で表しています。

※和歌山県市町村振興協会発行の市町村データブック（平成27年3月）より

(2) 税外債権の回収を強化

本市では、住宅新築資金等貸付事業、公営住宅使用料、そして保育料などの税外債権の収入未済額が平成 26 年度決算時点で 629,621 千円に上り、市の財源確保及び市民の公平負担の原則からも重要な課題となっています。このことから、平成 27 年 12 月より総務部に「債権回収対策室」を設置し、正職員の配置と専門の弁護士の協力を得て、債権回収、管理のノウハウの蓄積と体系化を図ることで税外債権の回収強化に努めていきます。

(3) 市公共施設等の使用料見直し

公共施設の使用料については、財政健全化とは別に平成 23 年度に策定した「使用料・手数料等に関する基本方針」に基づき、施設やサービスを利用する人、利用しない人、また、利用者間における不公平が生じないように「受益者負担の原則」、「統一的な算定方法の確立」、「減免・免除制度の見直し」等について見直しを進めてきました。

今回の見直しにより一部の施設において概ね 1.2 倍の受益者負担増になると見込んでいます。

(4) 債券運用による歳入の確保

市が保有する基金を国債や地方債などの長期債券により、安全性を担保したうえで効率的に運用するために独自の運用要綱を設けて、その運用利息による歳入の確保に努めます。

■ 歳入確保策による効果見込額 153 百万円

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	計
①市税収納率の向上	23	23	23	23	23	115
②税外債権の回収強化						
③公共施設等の使用料見直し	2	2	2	2	2	10
④債券運用による歳入確保	4	6	6	6	6	28
効果見込総額	29	31	31	31	31	153

2. 経費の削減

(1) 臨時・嘱託職員の適正配置

再任用職員や臨時及び嘱託職員の適正配置を含めた人事管理を見直すことにより、賃金総額の削減に努めます。

■ 臨時・嘱託職員の適正配置による効果見込額 350 百万円

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	計
賃金・共済費の削減	70	70	70	70	70	350

(2) 物件費等のランニングコストの縮減

既存事業の見直しや縮小、枠配分予算により消耗品費や備品購入費に上限を設けることで物件費等のランニングコストの削減に努めます。

■ 物件費等の削減による効果見込額 735 百万円

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	計
① 事業の見直し・縮小による消耗品費、委託料、手数料、賄費及び旅費の縮減	90	90	90	90	90	450
② 枠配分予算による消耗品費や備品購入費等の縮減	43	43	43	43	43	215
③ 市長交際費等、賄費及び旅費の縮減	14	14	14	14	14	70
効果見込総額	147	147	147	147	147	735

(3) 投資的経費（一般財源）の抑制

新市まちづくり計画に伴う大型公共事業が概ね完了したこともあり、実施計画にかかる事業の検証を行い、公共施設総合管理計画や長寿命化計画に基づく事業など必要最小限の事業に絞り込むことで、投資的経費にかかる一般財源の削減に努めます。

■ 投資的経費（一般財源）の抑制による効果見込額 250 百万円

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	計
投資的経費の抑制	50	50	50	50	50	250

(4) 人件費の抑制

平成 27 年 9 月に見直しを行った定員適正化計画に基づき、計画的な人材確保を行うとともに、職員数の削減を継続することで人件費の抑制を図ります。

また、近隣同規模の地方自治体の給与状況等を踏まえながら、当分の間、特別職及び一般職の給与水準の適正化を図ります。さらに、事務事業の見直しや事務の効率化等を行うことで、時間外手当の抑制に努めます。

■ 人件費の抑制による効果見込額 1,300 百万円

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	計
① 職員数の削減	260	260	260	260	260	1,300
② 給与水準の適正化						

※給与水準の適正化に伴う共済費の削減を含みます。

(5) 補助費の見直し

敬老会事業や各団体への補助金の在り方を再度見直し、補助費の縮減を図るとともに、当分の間、病院事業会計への繰出金の縮減を行います。

■ 補助費の見直しによる効果見込額 275 百万円

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	計
① 各種補助金の見直し	25	25	25	25	25	125
② 病院事業会計繰出金の縮減	30	30	30	30	30	150
効果見込総額	55	55	55	55	55	275

(6) 繰出金の見直し

簡易水道事業等の見直しにより特別会計への繰出金の縮減を行います。

■ 繰出金の見直しによる効果見込額 30 百万円

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	計
特別会計への繰出金縮減	6	6	6	6	6	30

3. その他の取り組み

(1) 地方創生事業における新型交付金の活用

本市では、国が提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を基本に人口減少と地域経済縮小の克服に向けて平成 28 年度から5カ年の「橋本市創生総合戦略」を策定したところですが、今後は4つの基本目標を柱に年間1億円規模の事業を展開していくこととなります。

この事業の財源として、事業費の50%を国から地方創生新型交付金が交付されることとなりますが、市が保有する産業振興基金及びふるさと応援基金を活用することで、一般財源からの負担が最小限となるように努めます。

(2) 公共施設等総合管理計画の策定

公共施設の老朽化や更新問題は全国各地の自治体で大きな課題となっており、本市も例外ではありません。また、老朽化が進んでいるのは建物施設だけではなく、道路・橋りょうや水道・下水道といったいわゆる「インフラ」と呼ばれる施設についても、建物施設と同様に更新時期の問題を抱えています。

今後、次々と大規模改修や建替えといった更新時期を迎えることとなりますが、そのすべてを同じ規模で新たに更新するとなると財政負担は膨大な額になることが予測できます。

こうした課題に対し、本市では本年度及び次年度において「橋本市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後の人口減少も念頭におきながら長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

4. 財政健全化実施後の収支決算見通しと財政健全化計画の公表

前述の財政健全化に向けた各種項目に取り組むことで、財政調整基金等の一般財源化できる基金は大幅に減らすこととなりますが、実質収支での黒字は確保できるとみこんでいます。また、平成 30 年度以降は公債費が減少していくため、第三セクター等改革推進債の償還が終了する平成 34 年度以降は基金の取り崩しなしでの財政運営ができると推測しています。

今回の財政健全化計画は、広報紙やホームページで公表します。また、計画の着実な実行を図るため、計画期間中は、毎年の計画数値と実績値を比較検証することとします。

財政健全化実施後の収支決算見通しは、次のとおりです。

財政健全化実施後の収支決算見通し

単位：百万円

項目／年度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳入	地方税	6,926	6,959	6,977	6,880	6,901	6,924
	各種交付金等	1,339	1,339	1,411	1,561	1,561	1,561
	地方交付税	8,291	8,245	8,256	8,060	8,098	8,079
	国・県支出金	4,721	4,427	4,133	4,133	4,133	4,133
	市債	3,028	2,126	3,914	2,022	2,022	2,022
	繰入金	1,132	215	445	539	224	224
	うち財政調整基金	(600)	(100)	(200)	(300)	(100)	(100)
	うち地域づくり基金	(171)	(0)	(171)	(165)	(50)	(50)
	その他	1,939	1,781	1,795	1,684	1,688	1,693
	① 歳入計	27,376	25,092	26,931	24,879	24,627	24,636
歳出	人件費	4,700	4,368	4,392	4,440	4,127	4,284
	扶助費	4,482	4,377	4,458	4,458	4,458	4,458
	公債費	3,631	3,796	3,932	3,831	3,841	3,741
	投資的経費	2,848	1,867	3,380	1,380	1,380	1,380
	その他	11,464	10,521	10,612	10,599	10,635	10,597
	うち物件費	(4,539)	(4,135)	(4,198)	(4,198)	(4,198)	(4,198)
	うち補助費	(3,227)	(2,694)	(2,746)	(2,732)	(2,769)	(2,730)
	うち繰出金	(3,338)	(3,332)	(3,322)	(3,322)	(3,322)	(3,322)
	② 歳出計	27,125	24,929	26,774	24,708	24,441	24,460
③ 差引額(①-②)	251	163	157	171	186	176	
④ 翌年度繰越財源	0	0	0	0	0	0	
⑤ 実質収支(③-④)	251	163	157	171	186	176	
単年度赤字	-	-	-	-	-	-	
累積赤字	-	-	-	-	-	-	

【主な基金残高（一般財源化基金）】

単位：百万円

項目／年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 財政調整基金	593	623	513	293	283	283
② 地域づくり基金	893	893	722	557	507	457
計	1,486	1,516	1,235	850	790	740

(付録) 主な財政用語の解説

用語	説明
維持補修費	・ 公共用施設等の維持管理の経費です。
一般会計	・ 地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計です。特別会計で計上される以外の全ての経理を一般会計で処理しなければならないとされています。
一般財源	・ 財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものです。地方税・地方交付税・地方譲与税・交付金・地方特例交付金・特別交付金・臨時財政対策債・財政調整基金などがあります。
合併特例債	・ 合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市まちづくり計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として、借り入れることができる地方債（市債）のことです。
合併算定替	・ 旧合併特例法の「合併後 10 年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分する」という定めに基づいて普通交付税を算定することです。本市の場合は、旧橋本市と旧高野口町の分をそれぞれ算定し、それらを合算した普通交付税が交付されています。一方、一本算定とは新市の分だけで普通交付税の算定をすることをいいます。
株式等譲渡所得割交付金	・ 特定株式等の譲渡所得のあった場合に、一括徴収された県税の一部が市町村へ交付されるものです。
基金	・ 地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金の積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる貯金又は財産のことです。
基準財政収入額	・ 普通交付税算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に判断するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。実際の収入実績ではなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有するものです。 (標準的な地方税収入) × 0.75 + (地方譲与税等)
基準財政需要額	・ 普通交付税算定の基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として普通交付税が交付されます。
寄附金	・ 用途を制限されない一般寄附と、用途を指定された指定寄附があります。

用語	説明
義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・国または地方公共団体の一般歳出のうち、支出することが義務づけられている経費のことです。人件費、扶助費及び公債費の3つからなります。
繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・会計間で相互に資金運用を行う場合、他会計から資金が移されることを繰入といいます。逆に移す場合は、繰出といいます。また、基金から取り崩して資金を移す場合も繰入といいます。
繰越金	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の決算上の剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越すものです。
繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計などに対して、一定のルールを定めて支出する経費のことです。
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車等に対し、主たる定置場の所在する市町村において、その4月1日現在の所有者に課される税金のことです。
経常収支比率	<ul style="list-style-type: none"> ・財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される経常一般財源が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度経常的に支出される経常的経費にどの程度充当されているかの割合を示すものです。この数値が高まると財政構造が弾力性を失いつつあると考えられます。
減債基金	<ul style="list-style-type: none"> ・市債の元利償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するために設置された基金のことです。
健全化判断比率	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の財政破たんを防止することを目的に、平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定されている指標であり、自治体の財政の健全度を判断するものです。健全化判断比率の4つ指標のいずれかが、一定基準を超えると「財政健全化団体」となり、将来負担比率を除く3指標がさらに悪化し、1つでも一定基準を超えると「破たん」とみなされ「財政再生団体」となります。
公営企業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体が営む公営企業（水道事業、病院事業など）が行う会計で、基本的に企業会計に則って行われますが、公共的な事業であることから、一般の企業会計と異なるところがあります。
公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・市が借り入れた市債の元金及び利子の償還に係る経費のことです。
交通安全対策特別交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法により納入された反則金を原資に、交通安全施設の整備等に充てる経費を国が交付するものです。
個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に市民税と県民税をあわせて住民税と呼ばれており、前年の所得金額に応じて課税される所得割と、所得金額にかかわらず課税される均等割から算出し、住民税額が決まります。

用語	説明
国庫支出金	・市が法令に基づき実施しなければならない事務や国と相互に利害関係のある事業等に対して、国が負担すべきものの総称です。負担金・補助金などがあります。
固定資産税	・毎年1月1日に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定される税額を所在する市町村に納める税金のことです。
ゴルフ場利用税 交付金	・ゴルフ場所在市町村に対し、ゴルフ場利用税の一部が県から交付されるものです。
財産収入	・公有財産のうち行政財産を除いた財産の貸付や運用等による収入です。基金運用利子などがあります。
歳出	・一会計年度における一切の支出のことです。
財政構造の 弾力性	・地方公共団体が住民からのニーズに的確に responding していくには、毎年支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。
財政再生団体	・健全化判断比率の4つ指標のうち将来負担比率を除く3指標のいずれかが財政再生基準を超えた団体で、当該団体となれば、事実上国の管理下に入り、お金の使い方が制限されるとともに、原則として借金が制限されるので、道路の整備や学校施設等の整備がなかなか進まなくなる可能性があるなど、行政サービスが著しく低下することが見込まれます。
財政調整基金	・災害復旧、市債の繰上償還、その他財源に不足が生じたときなど地方公共団体における年度間の財源不均衡を調整するための資金を積み立てるために設置された基金のことです。
財政力指数	・地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合で、過去3ヶ年の平均値です。数値が大きいほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となります。 $(\text{財政力指数}) = (\text{基準財政収入額}) / (\text{基準財政需要額})$
歳入	・一会計年度における一切の収入のことです。
市債（地方債）	・市町村が事業を実施する際に、財源不足を来たす場合や一時に多額の資金を要するとき、これを地方公共団体の信用によって、長期の借入資金を金融機関等から借り入れて財源とするものです。
市税	・市が自ら賦課・徴収する税金のことです。本市では市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、たばこ税、入湯税があります。

用語	説明
市単独事業	<ul style="list-style-type: none"> 市が国・県の援助を受けずに、地域の実情に応じて自主的に実施する事業のことです。
自治体クラウド	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取り組みのことです。
実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度より健全化判断比率の 1 つとして公表されるようになった指標の一つで、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されたものは除く）に充当されたものの占める割合のことを言います。通常は、前 3 カ年度の平均値を使用します。この数値が 18% 以上となる団体については、地方債協議制度においても、地方債の発行には許可が必要となります。さらに 25% を超えると起債の一部が制限されます。
実質収支	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の純剰余金または純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標です。黒字額はおおむね標準財政規模の 3～5% 程度が望ましいとされています。また、赤字額が標準財政規模の 20% 以上の場合は、財政再生団体となり地方債の制限を受けます。 <p>(実質収支) = (歳入 - 歳出の差額) - (翌年度へ繰り越すべき財源)</p>
自動車取得税 交付金	<ul style="list-style-type: none"> 自動車取得税のうちの一部を、市町村道の延長や面積で按分し県から交付されるものです。
将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、一般会計等の借入金（地方債）や公営企業、一部事務組合、第三セクター等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものであり、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言えます。この比率が 350% 以上の団体は早期健全化団体となります。
使用料及び 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設等の利用料金や、特定の方に対する役務の対価などです。例えば公共施設の使用料金や住民票の写しの発行手数料などがあります。
諸収入	<ul style="list-style-type: none"> 予算科目のどの科目にも属さない収入が諸収入となります。延滞金・雑入などがあります。
人件費	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の給与や退職金、議員や委員の報酬などの経費のことです。
新市まちづくり 事業	<ul style="list-style-type: none"> 合併時に新市の基本方針として定められた「新市まちづくり計画」に基づいて実施される事業のことです。

用語	説明
早期健全化団体	<ul style="list-style-type: none"> 健全化判断比率の4つ指標のいずれかが早期健全化基準を超えた団体で、当該団体となれば、法定の「財政健全化計画」を定めなければなりません。財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、総務大臣・都道府県知事への報告を行うとともに、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表するものとされています。また、計画の策定にあたっては、個別外部監査契約に基づく監査が義務付けられています。つまり、国の監視のもとで財政健全化に計画的に取り組まなければならなくなり、事実上、お金の使い方が制限されます。
第三セクター等改革推進債	<ul style="list-style-type: none"> 第三セクターなどの抜本的な改革に必要な一定の経費の財務処理に充てる地方債の特定規定に基づいて、発行が認められる地方債（市債）のことです。
退職手当債	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員の「団塊の世代」問題による大量退職を迎え、退職手当資金繰りが必要な自治体があることから、10年間の限定措置として、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち平年度より多額である部分について、借り入れることができる地方債（市債）のことです。
たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> たばこ税法に基づき「製造たばこ」に対して課される税金で、国税である国たばこ税及びたばこ特別税と、地方自治体の課税する地方たばこ税があります。
地域開発基金	<ul style="list-style-type: none"> 都市の健全な発展と都市機能の充実に努めることにより市民の福祉増進に寄与することを目的で設置された基金のことです。
地域づくり基金	<ul style="list-style-type: none"> 市民の連帯強化及び地域振興を図る目的で設置された基金のことです。
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> 全国一律の行政サービスが受けられるように、国税の一部を財源として国が一定基準により市町村に交付するものです。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税があります。
地方消費税 交付金	<ul style="list-style-type: none"> 地方消費税のうち市町村分相当額を、県が人口及び事業者数で按分し、市町村に交付するものです。
地方譲与税	<ul style="list-style-type: none"> 国税として徴収され、一定の基準に基づき地方に譲与されるものです。
地方創生	<ul style="list-style-type: none"> 国内の地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会をかたちづけることであり、魅力あふれる地方の在り方を築くことです。
地方特例交付金	<ul style="list-style-type: none"> 恒久的減税による地方税の補填に対する措置として創設され、現在は住宅借入金等特別税額控除分が国から交付されています。

用語	説明
積立金	・財源に余裕がある場合や、計画的な財政運営を行うための基金への積立です。
定員適正化計画	・人財の効率的・効果的な配置により、行財政運営の効率化を図り、実行力のある組織体制を実現するための計画です。
投資及び出資金 ・貸付金	・財団法人等に対する貸付金や水道事業会計への出資金などの経費です。
投資的経費	・道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費からなっています。
特定財源	・用途が特定される財源のことです。国庫支出金・県支出金・市債などがあります。
特別会計	<p>・地方公共団体が特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して収支経理を行う会計です。</p> <p>特別会計の設置は、法律や条例の規定によります。橋本市では、国民健康保険特別会計・簡易水道事業特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・公共下水道事業特別会計・駐車場事業特別会計・墓園事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・土地区画整理事業特別会計・介護保険特別会計・指定訪問看護事業特別会計・後期高齢者医療特別会計の 11 の特別会計と水道事業会計・病院事業会計の2つの公営企業会計があります。</p>
都道府県支出金	・特定の事務事業に要する経費の財源として、県が市に交付するものです。
配当割交付金	・特定配当等の支払いを受ける際に、県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。
評価替え	・固定資産税の価格の見直しのことを言います。膨大な量の土地・家屋について、その評価を毎年度見直すことは、実務的に不可能であることから、原則として3年間評価額を据え置く制度、すなわち3年ごとに固定資産の価格を見直す制度のことです。
標準財政規模	・その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のことをいいます。すなわち、標準的な行政活動を行うために必要な経常的な一般財源の総量を示すものです。
扶助費	・生活保護法や児童福祉法等に基づき、児童・高齢者・生活困窮者などを援助するための経費です。
普通建設事業費	・道路、橋りょう、庁舎等公共施設及び公用施設の新増設の建設事業に要する経費のことです。

用語	説明
普通会計	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の市町村の財政状況を統一的に比較するために用いられる統計上の区分で、本市では一般会計、住宅新築資金等貸付事業会計、墓園事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の4つの会計のほか、簡易水道事業特別会計のうち飲料水供給事業分を合わせたものとなります。
物件費	<ul style="list-style-type: none"> ・消費的性質の経費の総称です。賃金、需用費、役務費、旅費、交際費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料等のことです。
分担金及び負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・市で行う特定の事業により特別の利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。例えば保育料などがあります。
法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所や事業所などがある法人にかかる税のことで、法人の規模に応じてかかる均等割と、法人税額に応じてかかる法人税割があります。
補助費等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費のことで、報償費や保険料、負担金・補助金及び交付金などがあります。
利子割交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・利子の支払を受ける際に県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。
臨時財政対策債	<ul style="list-style-type: none"> ・国が地方交付税の配分に当たり、その財源である国税5税（所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税）の不足分について地方と折半することを趣旨として、発行可能額が国から示される地方債（市債）のことで、本来は地方交付税として国から交付されるべき額を市が借入れています。後年度における元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。